

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに…申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、原則として、「**プッシュ型**」による**支給**を行いますので、**申請は不要**です。世帯内に児童手当の支給対象児童と高校生の児童がいる場合、高校生分の給付金もまとめて支給します。

※希望しない場合等は、**12月20日(月)(必着)**までに届出書を郵送または窓口まで持参してください。

1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。

- ①令和3年9月分の**児童手当（本則給付）支給対象**となる児童
- ②9月30日時点で**高校生**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- ③令和4年3月31日までに生まれた**新生児**で児童手当（本則給付）の支給対象となる児童

本則給付…児童手当所得限度額内の方
特例給付…児童手当所得限度額超の方

2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、10万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、**令和3年12月27日（予定）**に支給します。以降、入金の確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

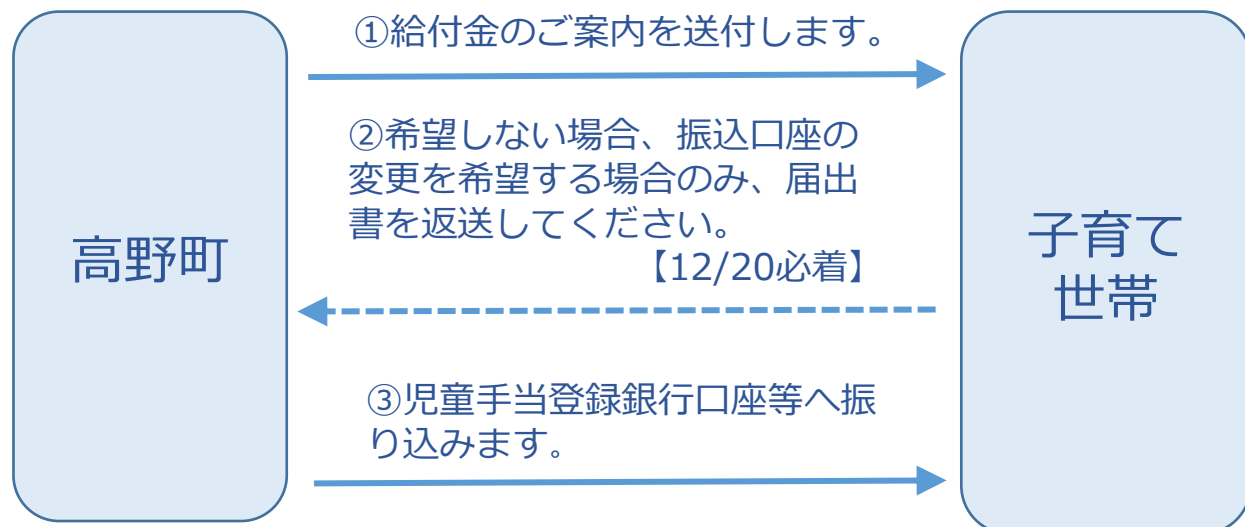
5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

- ①児童手当（本則給付）を受給している受給者
令和3年10月支給時の児童手当（本則給付）を受給している口座
- ②児童手当を受給している振込指定口座を希望しない場合
支給口座登録などで指定した口座に振り込みます。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

原則「プッシュ型」での支給です。

高野町では、12月27日に支給予定です。（申請が必要な方を除く）



こんなときはどうなるの？

Q. 給付金を希望しない、または振込口座の変更を希望する場合はどうなりますか？

A. 町のホームページから届出書をダウンロードし、令和3年12月20日(月)【必着】までに福祉保健課子育て世代包括支援センターにご提出ください。

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に住所地市町村（特別区含む）から振り込まれます。ご不明な点があれば、中学生までのご家庭であれば、10月に児童手当を支給をした引越前の市町村に、高校生のご家庭であれば9月30日時点での住所地市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、高野町で本給付金の支給を受けることができますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。本給付金については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

【ご注意ください】

指定口座の解約・変更等の理由により振込できない場合は、本給付金を支給することができませんので、令和4年2月末までに必ずご対応をお願いします。

お問い合わせは



高野町役場 福祉保健課 子育て世代包括支援センター
「子育て世帯への臨時特別給付金」

窓口電話：0736（56）2933



「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに高野町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに高野町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。